

配置技術者の雇用要件を緩和
する試行を終了します。

平成27年1月
仙台市 契約課
技術管理室

仙台市発注工事において平成24年6月から試行している配置技術者の雇用要件の緩和を、平成27年3月をもって終了します。

〈緩和措置の内容〉

◎東日本大震災に係る災害復旧・復興工事において、専任で現場配置する技術者(主任技術者又は管理技術者)に求める雇用要件

・平成27年3月まで

開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係が必要
※この緩和措置の対象はハローワークを通じた新規雇用の場合に限定

・平成27年4月から

開札日から起算して3か月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係が必要

※平成27年3月以前に契約済みの工事においても、平成27年4月以降に配置技術者を途中交代する場合は、変更日以前に3か月以上の雇用関係が必要

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125
都市整備局技術管理室 電話 022-214-8290